

中学校部活動の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「柏原市立小学校及び中学校に就学すべき者の指定校の変更に関する要綱」第2条に規定する「指定校変更の承諾基準」の別表第1の「区分」に「部活動」を加えたことから、中学校の部活動運営について、必要な事項を定めるものとする。

(部活動運営)

第2条 中学校は、部活動の運営にあたっては、「中学校学習指導要領」総則に掲げられた配慮事項に則り、部活動の目的や意義を踏まえ、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら計画的かつ安全に配慮して実施するように努めること。

- 2 指導者と生徒の事故防止に対する意識を高め、事故を未然に防ぐための行動が適切にとれるようにしておくこと。また、事故発生時についても適切に対応すること。
- 3 週休日や祝日に活動する場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、適切に休養日を確保すること。また、長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度まとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えるとともに、指導者自身もリフレッシュできる機会をつくること。
- 4 生徒の個性や能力に応じたきめ細かい指導に努め、教職員一人ひとりが、絶対に体罰をしないという高い意識を持って臨むとともに、威圧的な言葉や態度による指導についても十分配慮すること。
- 5 日頃から生徒が不安や悩みを相談しやすい体制を整え、生徒の学校生活の状況の把握に努めるとともに、教職員間でつねに情報交換できる体制をつくることで、生徒同士の人間関係をしっかり把握し、指導すること。また、いじめや差別的な行為の防止に努めること。
- 6 セクシュアル・ハラスメントは許されない行為であることを自覚し、常に人権意識をもって指導すること。
- 7 指定校変更の対象となる部活動（以下、「指定部活動」という。）の運営にあたっては、特に、部活動の運営方法や指導者の活用、生徒間の人間関係、その他の諸課題に対して絶えず状況を把握するとともに、適切な対応を図ること。その際、教育委員会との連携に努めること。

(補助指導員)

第3条 中学校は、指定部活動が適切に運営されるように、中学校運動部活動補助指導員派遣事業実施要綱に則り、この事業の活用を図り、専門的な指導力を有する地域人材を補助指導員として活用すること。また、教育委員会は派遣人材の確保に努めること。

- 2 補助指導員は、中学校運動部活動補助指導員派遣事業実施要綱にある「補助指導員の資格」に適合するものとし、部活動が学校教育活動の一環であり生徒に与える影響も大き

いことを認識し、中学校の顧問と協力して指導にあたること。

(部費等の管理)

第4条 中学校は、部活動に係る経費が適切に扱われるように、中学校の部活動顧問が会計担当者となり、柏原市からのクラブ活動助成金や学校の生徒会費、及び保護者からの徴収金等については準公金扱いとし、柏原市学校園徴収金等取扱要綱に則り処理すること。

2 大会参加費や交通費、用具費等については、保護者の負担軽減を図り、計画的かつ適正に部費を使用するものとし、保護者から徴収する場合は校長と顧問の連名で保護者宛に通知すること。また部費の収支については、保護者に説明責任を果たすこと。

(対外試合等の交通手段)

第5条 大会やコンクールへの参加、対外練習や試合における生徒の交通手段は、原則として公共交通機関を利用すること。校長の承認の元に自転車を利用する場合は、指導者は生徒に対して安全指導を十分に行い、原則2名以上で引率すること。

(指定校変更できる部活動)

第6条 指定部活動となる部については、柏原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と柏原市中学校長会（以下「中学校長会」という。）で協議の上、別に毎年度定めるものとする。

2 指定部活動への受入れ人数は、いずれの部活動も数名とし、申請者数が多い場合は、教育委員会と当該中学校長が学級編制や学校運営の観点から協議した上で人数を決定し、教育委員会において公開抽選を行うものとする。

3 部活動を理由とした指定校変更は、中学校の学級編成に大きく影響することから、小学6年生を対象として12月に募集し、決定することとし、受入れ時期は、中学校入学時の4月1日とする。ただし、転出入等により教育委員会が認めた場合は、この限りではない。

(指定部活動に係る就学指定校変更の条件)

第7条 部活動を理由とした指定校変更をして入学する場合の条件は、次の通りとする。

1 就学指定校には入部を希望する部活動が無く、市内の他の中学校には有る場合で、さらに教育委員会が指定部活動の対象としている部活動であること。

2 児童と保護者が指定部活動の活動状況を理解し、通学などについても十分に検討した上で、指定校変更を強く希望していること。

3 当該中学校で部活動に励むと共に学習・生活や行事等にも励み、原則として卒業まで通学すること。

4 通学の安全確保については、保護者が責任をもって行うこと。自転車での通学は認めない。徒歩または公共交通機関（市内循環バスを除く）を利用すること。

5 学校運営に支障をきたすような行為があった場合、部活動への参加状況が著しく低い場合、退部した場合などには、当該学校長と教育委員会で協議の上、本来の就学指定校に転校することが有りうることを理解していること。

6 児童と保護者は、当該中学校の学校運営や教育活動及び指導に対し理解し協力するとともに、中学校の行事・地域活動・PTA活動等に積極的に参加し協力する意志があること。

7 指定部活動が複数ある場合は、居住地から最も近い学校を指定校とする。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。